

奈良県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があつた。

平成二十八年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地    | 休止年月日        |
|---------|-------------|--------------|
| 辻産婦人科   | 生駒市壱分町八三―五五 | 平成二十七年五月三十一日 |